

亀山市が発注する建設工事における分別解体等・再資源化等実施要領

分別解体等・再資源化等の対象となる建設工事は、下記の要領に基づき実施するものとする。

(1) 設計図書等における条件明示の方法

(ア) 監督員は、特定建設資材を用いた土木・建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する土木・新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事については、別紙「建設リサイクル法に関する条件明示」等を仕様書に添付するものとする。

(イ) 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(2) 積算上の取扱い

再生資材の価格及び再資源化施設の受入費用は、実勢価格を計上することとし、原則として設計単価表に掲載している単価を用いるものとする。

また、分別解体等に要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建設工事現場及び再資源化施設等へ搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要となる費用(積込み及び運搬費用)は積算基準等に基づき計上する。

(3) 元請業者から発注者への書面による事前説明(建設リサイクル法第 12条関係)

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・工事着手の時期及び工程の概要
- ・分別解体等の計画
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第 1号の別表 1(建築物に係る解体工事)、別表 2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様換))、別表 3(建築物以外のものに係る解体工事文は新築工事等(土木工事等))のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に工事担当室長等に説明するものとする。

(4) 工事請負契約書 「7 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した事項を請負者が記入するものとする。この際、工事担当室長等は(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化に要する費用については、積算上の費用に対して大幅に差がないかに留意して確認すること。

(5) 通知書の通知

監督員は通知書を作成し、工事着手までに三重県知事に届け出ること。

(6) 変更の取扱い

工事請負契約書 「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(7) 施工計画書における取扱い

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画については、施工計画書に含めて提出させることとする。また、工事完成時にはその実績について提出させることとする。

(8) 実施要領の適用

この実施要領は、平成 28 年 10 月 1 日から適用するものとする。

別紙

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に工事担当室長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地